

「令和8年度資源循環行動変容促進事業」仕様書

1. 事業名

令和8年度資源循環行動変容促進事業

2. 目的及び事業概要

大阪府では、循環型社会の形成に向けて、サーキュラーエコノミー（以下「CE」という。）への移行を推進することとし、CEへの移行にあたっては、消費者である府民の分別・リサイクル意識の向上や、環境配慮製品の優先購入といった、意識変革・行動変容が不可欠です。また、海洋プラスチック問題や、リチウムイオン電池由来の発火事故等によるごみ処理施設の損傷等が社会的な課題となっており、府民に対してごみの減量化や適正処理等の取組を推進することが必要です。

本事業では、府民の資源循環に関する環境配慮行動を促進するため、資源が循環する流れ（廃棄物の回収から再資源化、再生品の生産、使用まで）や環境配慮に取り組む意義を楽しみながら学習することができる体験型ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）のプログラムを開発し、府内イベント等で実施します。また、環境啓発に取り組む府内市町村やNPO、企業、大学等（以下「関係団体」という。）への事業展開を図るため、当該プログラムに係る開催手順やノウハウ等をまとめたマニュアル等を作成します。

3. 契約期間・実施スケジュール

(1) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月10日(水)まで

(2) 実施スケジュール

実施業務等	令和8年度											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約締結	●											
ワークショッププログラムの開発及び啓発資材の作成		▶										
ワークショップの開催・プログラム・啓発資材の改良					▶							
マニュアル等の作成								▶				
成果報告									▶			
事業完了												●

4. 委託上限額

5,500,000円(税込)

※本事業を履行するすべての経費を含みます。

5. 事業内容及び提案を求める事項

(1) ワークショッププログラムの開発及び啓発資材の作成

■ 内容

ア プログラム案の開発

・プラスチック及びリチウムイオン電池を対象として、ごみの発生抑制・分別排出、環境配慮製品の優先購入等の行動を促進するため、資源が循環する流れや環境配慮に取り組む意義を楽しみながら学習することができるワークショップのプログラム案を開発すること。なお、それぞれの素材ごとのプログラム案の提案にあたっては、以下を前提とすること。

素材	プログラムの内容	主なターゲット層
プラスチック	海洋プラスチック問題を主なテーマとして含み、ごみ問題の現状・課題を参加者に伝えるとともに、①廃棄物の回収⇒②廃棄物の再資源化⇒③再生材を用いた製造⇒④使用・体験という資源循環の一連の流れを学習することができる内容とすること。	小学生及びその保護者
リチウムイオン電池	リチウムイオン電池の確実な分別排出及び適正処理を図るため、どのような製品にリチウムイオン電池が含まれているかを府民に伝えると同時に、分別排出ができていないことに起因する発火事故等のリスクを効果的に参加者に伝えることができる内容とすること。	中高生以上

イ 啓発資材案の作成

・5(1)ア で開発したプログラム案をイベント等で開催するにあたって、海洋プラスチック問題・リチウムイオン電池由来の発火事故等の社会課題や府民が取り組むべき環境配慮行動といった内容を十分理解することができる啓発資材案を作成し、提案すること。

ウ プログラム案等に関するヒアリングの実施

・5(1)ア、イ で開発したプログラム案及び啓発資材案について、令和9年度以降の事業展開を目的に、5つ以上の関係団体とヒアリングを実施すること。なお、ヒアリング項目については、少なくとも以下の内容を含むこと。

【ヒアリング項目】

- ・現在実施をしている環境啓発の内容
- ・環境啓発を実施する際の課題
- ・イベント等におけるプログラム活用の可能性
- ・プログラム案・啓発資材案の改善点
- ・令和8年度、あるいは令和9年度以降にワークショップの連携開催が可能であるイベント等の有無

エ プログラムの開発、啓発資材の作成

・5(1)ウ のヒアリングで明らかとなった改善点等を参考に、案を改良したプログラムを開発及び啓発資材を作成すること。

■ 留意点

・プログラムの内容は、海洋プラスチック問題・リチウムイオン電池由来の発火事故等について、前提知識がない参加者でも理解しやすいものとなるよう工夫すること。

- ・プログラムの開発にあたっては、関係団体が活用しやすいものとなるように、留意すること（ワークショップ開催にあたっての特別な資材や機器等を関係団体が準備できない可能性を考慮すること）。
- ・プログラムの開発にあたっては、府内市町村における分別ルール等を踏まえたものとする。
- ・啓発資材の形態（チラシ、動画、シール、バッジ等）については問わないこととし、イベント等で活用することを前提に、効果的なものを提案すること。
- ・ヒアリング先の選定にあたっては、組織の種別（市町村や NPO 等）や規模に偏りが生じないように配慮すること。
- ・ヒアリングの実施にあたっては、大阪府も原則同席するものとする。
- ・ヒアリング先の選定・ヒアリング実施及びプログラム開発にあたっては、大阪府と事前に協議すること。

（提案を求める事項）

- ・イベント等で活用することを前提に、府民の行動変容を期待することができるワークショップのプログラム案の概要を提案すること。
- ・プログラム案で対象とした素材について、社会課題や府民が取り組むべき環境配慮行動が効果的に伝わる啓発資材案を提案すること。
- ・既存の環境啓発実施内容等を踏まえ、令和 9 年度以降の事業の広がりを見据えて、ヒアリングの実施候補となる関係団体を提案すること。

(2) ワークショップの開催、プログラム・啓発資材の改良

■ 内容

ア ワークショップの開催

- ・ワークショップの開催方法（場所、日時、広報・連携開催に係る働きかけの手法、有するネットワーク等）を 5 件以上提案し、大阪府と協議のうえ、うち 3 件以上ワークショップを開催すること。
- ・ワークショップの開催にあたって、必要な人員や資機材等を手配すること。また、参加者を募るための広報を行うこと。
- ・イベントに関連して、けがや事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備え、イベント保険の加入などの補償対策を講ずること。なお、保険加入に要する経費は委託金額に含むこと。
- ・ワークショップの参加者に対し、アンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査実施にあたっては、少なくとも以下の項目を含むこと。

【アンケート項目】

- ・参加者の日常生活における環境行動
- ・ワークショップ体験における環境意識の変化
- ・ワークショップ・啓発資材の改善点

イ プログラム・啓発資材の改良

- ・ワークショップを開催する都度、結果を踏まえてプログラム・啓発資材を改良すること。

■ 留意点

- ・ワークショップの開催方法の提案にあたっては、第 45 回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～に係る関連行事及び府内市町村における環境イベントでの開催を含むこと。
- ・ワークショップの開催方法について、本ワークショップのみをコンテンツとするイベントのほか、他関係団体が主催す

るイベントにおいて開催することも可とする。

- ・他関係団体が主催するイベントにおいてワークショップの開催を予定している場合、イベント主催者との事前調整を行うこと。
- ・ワークショップの開催方法の提案にあたっては、悪天候による中止等の可能性も考慮し、屋内会場でのワークショップの開催についても検討をすること。
- ・ワークショップの開催方法の決定、広報手法及びアンケート調査項目については、大阪府と協議のうえ、決定をすること。
- ・1回のイベントで、必ずしも複数の素材のワークショップを開催しなければならないものではない。
- ・ワークショップ1回あたりの参加者数について目標は設定しないが、本事業の全ワークショップを通じて、参加者数の合計が延べ100人以上となるように事業実施すること。

(提案を求める事項)

- ・ワークショップを開催するにあたり、ターゲット層となる府民の参加を多く見込むことができる方法（場所、日時、広報・連携開催に係る働きかけの手法、有するネットワーク等）を5件以上提案すること。

(3) マニュアル等の作成

■ 内容

ア マニュアルの作成

- ・5(2)イ で開催をしたワークショップについて、運営のノウハウや、啓発手法・注意点等について整理したマニュアルを作成すること。

イ 展開先のリスト化

- ・ワークショッププログラムの活用の可能性の高い関係団体をリスト化すること。

■ 留意点

- ・マニュアルの作成にあたっては、イベント等で使いやすい内容とすること。
- ・展開先のリスト化にあたっては、府内市町村を除いた関係団体について、10以上を提示するものとする。
- ・展開先のリスト化にあたっては、令和9年度以降の本プログラム活用に向け、相手先と事前に調整を行うこと。

(提案を求める事項)

- ・府内イベント等でワークショップを開催することを前提として、活用しやすいマニュアルの概要（構成・ポイント等）を提案すること。

(4) 成果報告

■ 内容

ア 成果報告書の作成

- ・本事業で得られた効果、課題等について成果報告書にまとめ、提出すること。

6. 事業全体に係る留意点

(1) 物品等の購入について

- ・ 物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenschotatsu.html>
に適合するものであること。

(2) 著作権及び使用料について

- ・ 本事業に関する企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・ 本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て発注者に帰属するとともに、成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- ・ 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、ガイドライン等の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
- ・ 本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) その他留意点

- ・ 情報管理にあたっては、個人情報保護法その他関連法令に基づき厳重に管理し、漏えい防止措置を講じること。また、個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。
- ・ マニュアル・啓発資材の作成にあたっては、大阪府ホームページ等に掲載することを想定し、電子データでも納品すること。また、タブレットやスマートフォン及びパソコン等での表示、並びに紙での印刷の両方を想定したものとすること。
- ・ マニュアル・啓発資材の作成にあたっては、色覚障がいのある人や高齢者等に配慮すること。
(参考) : 「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/shikikaku/index.html>
- ・ 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 本事業で制作する成果品は公表を前提とするため、個人情報の含有、第三者の著作権に抵触する素材の使用は避けること。

7. 委託事業完了後、大阪府へ提出するもの

- ・ 受注者は、事業終了後、「5. 事業内容及び提案を求める事項」、「6. 事業全体に係る留意点」に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和9年3月10日（水）までに大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）。

(1) 紙媒体等

- ・ 成果報告書 2部（展開先リストを含む）
- ・ 啓発資材 1セット

(2) 電子媒体（CD-R等1枚）

- ・ 成果報告書

- ・ 展開先リスト
- ・ マニュアル
- ・ 啓発資材
- ・ 本事業に関する写真等
- ・ 本事業で収集したデータ等に関して整理した資料一式
- ・ その他、本事業で使用した電子データ等

※ 原則、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Illustrator 又は PDF 形式とする。

8. 再委託

- ・ 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 事業の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

9. 実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。(報告様式自由)
- ・ 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求められることがあるので、すみやかに対応すること。

10. 委託事業の運営

- ・ 受注者は、全ての会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11. その他

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、事業開始時までに事業計画書(事業スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・ スケジュールの進捗は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・ 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・ 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、事業を遂行する。
- ・ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。